

不法投棄は、犯罪です。



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。



何人も・・・どんな人も例外なく
みだりに・・・社会通念上、許されない方法や状態
廃棄物・・・総合的判断をして有価物でないもの
捨てて・・・地上や海上に投棄する。又は地中に埋める。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条他の「保管基準」を遵守しない
- 無作為に廃棄物と思われる物を「放置」している
- 工事等の際、地中から見つかった廃棄物を適切に処分しない



不法投棄とみなされる
ことがあります。



保管基準を守っていない例



廃棄物等放置の例



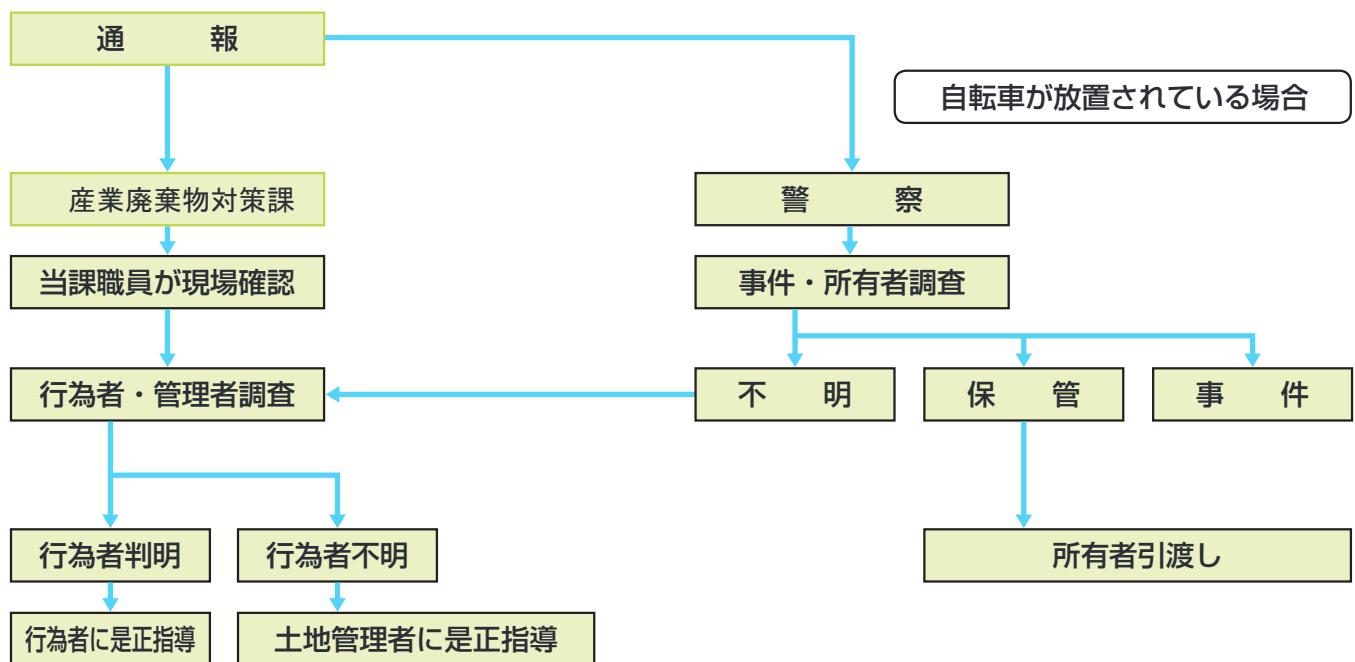
5年以下の拘禁刑若しくは
1,000万円以下の罰金 又は併科に処される
法人は
3億円以下の罰金 に処される

不法投棄を発見したら

大津市環境部産業廃棄物対策課 TEL. 528-2910 までお知らせください。
担当職員が現地を確認します。

日曜祝日等閉庁日は 大津警察署 TEL. 522-1234 及び
大津北警察署 TEL. 573-1234 に連絡してください。

不法投棄物の処理の流れ



- 不法投棄物については、通報を受けた順番に当課職員が現場を確認します。
- 不法投棄物が「廃棄物であるか」「廃棄物の種類と量」「行為者を特定できるものがあるか」「土地の管理者はだれか」など現場で調査をした結果、一定の判断をして行為者を追及します。
- 行為者不明のものは、当課がその土地の管理者に連絡をして是正指導を行っています。

→このときの管理者の例

道路…国道（滋賀国道事務所、大津土木事務所）、県道（大津土木事務所）

市道（大津市道路・河川管理課）

河川…1級河川（大津土木事務所）普通河川（大津市道路・河川管理課）など

- 自転車の放置については、盗難などの事件の可能性や防犯登録等から所有者を調べることができるので、先に警察に連絡していただくようにお願いします。

※民間地への不法投棄については、原則として市は回収をしません。

その土地の管理者及び所有者の管理責任のもとに処理をお願いしています。